

平成26年度使用東濃地区小・中学校用教科用図書の採択基準

東濃地区の小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択は、県教育委員会の以下の指導・助言又は援助の項目を踏まえ、各市教育委員会がその権限と責任によりこれを行う。

- 1 小学校及び中学校（特別支援学校の小学部・中学部を含む）用教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により毎年度採択すること。
- 2 小学校及び中学校（特別支援学校の小学部・中学部を含む）用教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、昨年度と同一の教科用図書を採択することとなっているので、これらを踏まえ、適切に採択すること。

なお、同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合その他義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条で定める場合においては、この限りではない。

- 3 平成26年度使用義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令及び同法施行規則の示すところに基づき、教科の主たる教材としての内容を具備し、児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性等に応じて、教育上適切であるものを、市教育委員会の権限と責任により採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、毎年度異なる図書を採択することができることから、市教育委員会の権限と責任により採択すること。

調査研究に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小中学校特別支援学級用〕」を十分活用すること。

- 4 採択権者の権限と責任により「教科用図書地区採択協議会設置要項」「教科用図書東濃地区採択協議会運営方針」等を策定し、適切な手続きにより進めること。なお、同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合等、新たに採択替え及び調査研究が必要となる場合は、県教育委員会が作成した「選定資料」を活用の上、適正に採択すること。
- 5 教科用図書を採択する際には、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、それらを活用して思考力、判断力、表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことができるよう、教育指導の方針と重点及び児童生徒の実態等を踏まえた内容・程度、構成・配列・分量、印刷・造本になっているかを考慮すること。
- 6 採択に関わるものの権限と責任の範囲を明確にするとともに、過大な宣伝行為等に惑わされることなく、審議や調査等については、厳正なる態度をもち、採択の公正確保に努めること。
- 7 採択に関わる情報等については、積極的な公開に努め、開かれた採択を一層推進すること。